

地域未来交付金の交付上限額に関する指定都市市長会緊急要請

地方創生の取組を進めていくことは、少子高齢化の進行など長期的な課題に直面する日本全体の活力を取り戻すために必要不可欠である。

そのような中で、指定都市は、基礎自治体として市民に身近できめ細かい行政サービスの提供を担うと同時に、大都市に関する特例により本来都道府県が行う児童福祉などの市民の健康や福祉に関する事務や、都市計画や区画整理事業に関する事務を行っていることに加え、圏域の活性化や発展を図る広域連携の取組を推進するなど、都道府県と並んで、当該圏域全体の地方創生を牽引する役割が求められている。

国においてはこれまで、地方創生の促進を目的とした交付金の活用を各自治体に促してきたが、このたび、新たに、地方の自主性と創意工夫に基づく独自の取組を、計画から実施まで後押しすることを目的とした「地域未来交付金（地域未来推進型）」の制度概要が示されたところである。

この制度は、ソフト事業、拠点整備事業、インフラ整備事業を効果的に組み合わせることで、地方創生に資する自由度の高い事業の実施を可能にするものであるが、インフラ整備事業をはじめとして、その交付上限額は、都道府県と、中枢中核都市及びその他の市区町村との間で差があり、さらに、中枢中核都市に該当していない東京圏の指定都市については、その他の市区町村と同額となっている。

このような状況下において、指定都市が主体となって地域の特色を活かした事業を行う場合、必要な予算が確保できず、真に地方創生に資する事業の実施が困難となる可能性も危惧されるところである。

ついては、地域未来交付金の交付上限額に関し、指定都市市長会として下記のとおり要請する。

記

指定都市が圏域全体を牽引して地方創生を強力に推し進める上で、都道府県と同等の役割を果たすことができるよう、「地域未来交付金（地域未来推進型）」について、新たに指定都市の区分を創設し、指定都市（普通交付税不交付団体を含む。）の交付上限額を都道府県と同額とするなど実態に即した設定とすること。

令和8年3月9日
指定都市市長会